

「白岡市自治基本条例推進計画（案）」に対する意見について

白岡市市民生活部地域振興課

前回会議の審議内容に係る意見の内容及び市の考え方

意見の内容	意見に対する市の考え方
1 本計画策定の趣旨及び期間について 28年度から31年度までを計画することは妥当と考える。ただし、本審議会が中心となり普段の進捗管理及び見直しを行なうことは必要不可欠である。また、日々発生する個別事案についても随時本審議会でも討議、検討していくことが必要である。	⇒御意見のとおりと考えます。
2 市民の権利と義務について 市民が権利を行使し、義務を果たそうとする時に、どのように関わればよいのか分からないのではないかと。市民へのノウハウの提供や動機付けを行なう具体的な体制整備が急務である。「市民活動サポートセンター」がその機能を果たすと確信している。また、その運営には、行政及び市民NPOが関与する。	⇒平成27年9月議会の一般質問に対しては、「参画と協働を担う市民や市民活動団体が増加し、連携の機運が高まりを見せたところで、具体的な場所を検討したい。」と答弁したところであり、市民活動団体などの把握から始めて、本審議会の審議を通じ、連携の機運が高まるようにしたいと考えております。
3 議会について 次のことを提言したい。 ・議会基本条例の制定 ・議会と市民との対話集会の開催 ・議会公聴会の開催	⇒御承知のとおり、議会と市長は二元的代表制となっていることから、御意見については、議会事務局にお伝えいたします。

「白岡市自治基本条例推進計画（案）」に対する意見について

意見の内容

4 行政について

市民ニーズの的確な把握と参画と協働のまちづくりの推進については、異存はないが、実現するための具体的な施策が重要であり、その進行計画の策定も求められるのではないか。

行政評価について、実施主体は誰なのか。市民及び議会も関与するのか。

情報公開に対する真摯かつ熱心な取組が求められる。市民も意識と関心を高める必要がある。

行政手続の公正さの確保と透明性の向上には、情報公開の徹底が必要である。今後は、行政訴訟等の可能性も懸念され、厳正な処理・手続が要求される。

市民目線で分かりやすい行政組織とするには、市長のリーダーシップが重要だが、大きな改変を行なうときは、随時市民公聴会を開催することも必要ではないか。

5 参画及び協働について

市民参画を進めるため、審議会等の活性化の推進が必要である。そのために次のことを提言したい。

- ・ 審議会定員の半数を公募委員とする。
- ・ 市民が委員となるときは、公募も団体推薦も同一の条件とする。例えば公募の際に課される論文の提出は、両者提出するか、両者不要にする。
- ・ 委員のうち1名を無作為抽出とする。
- ・ 委員選任過程の透明化・公正化を図り説明責任を徹底する。
- ・ 公募委員数の伸びを数値化・目標値化する。

協働事業数の目標値化は賛成であるが、協働事業について、市民・議会・行政が認識を統一しておくことが必要である。また、協働事業と認定された事業は“冠”事業として積極的に周知し新たな参加者を募っていったらどうか。

- ・ 本審議会は「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」についても審議することとなっており、「市民活動サポートセンター」にどうつなげるか期待と関心を持っている。
- ・ 地域自治組織について、行政区を地域自治組織として認定するのか。実態との整合が必要ではないか。住民の意識・認識についても検証が必要である。
- ・ 定例記者会見について、市民も参加して質疑できないか。